

令和7年1月17日

令和7年3月31日までの各種交付をご希望の方へ

建築基準法が改正され、令和7年4月1日から建築確認手続き等が変わり、**改正後の法律は、施行日(令和7年4月1日)以後に工事に着手する建築物に対して適用**されます。

このため、改正前の基準で設計し、改正前に工事に着手するご予定の場合は、下記に留意いただきスケジュールには十分な余裕をもって申請手続きをお願いします。

1. ○ 建築確認申請(消防同意 要)
○ 長期使用構造等確認・住宅性能評価(長期併願 含む)
令和7年2月中の受付分まで⇒3月31日(月)までに交付(※)
2. ○ 建築確認申請(消防同意 不要)
○ BELS 評価・低炭素建築物技術審査・住宅性能証明
令和7年3月7日(金)の受付分まで⇒3月31日(月)までに交付(※)

(※) 戸建て住宅の場合のスケジュールです。戸建て住宅以外は個別にお問合せ下さい。
また、補正事項等によっては、期日までに交付ができないことがありますのでご了承下さい。

一般財団法人 愛知県建築住宅センター

確認部 確認審査課 TEL(052)264-4055

評価部 評価審査課 TEL(052)264-4052